

担当部署: 各課共通

処分の概要	手数料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町手数料徴収条例 第3条
例規番号	平成12年条例第1号

【基準】

第3条の規定による。

(手数料の免除)

- 第3条 次に掲げる場合は、手数料を徴収しない。
 - (1) 法令の規定により戸籍証明について無料で証明を請求することができるとされているもの
 - (2) 官公署又は公共的団体から請求があったもの
 - (3) 官公吏が職務上必要で請求したもの
 - (4) 公費の扶助を受け、又は扶助を受けるために必要なもの
 - (5) 住民票記載事項証明のうち公的年金受給に係るもの
 - (6) 法令の規定により縦覧に供するもの
 - (7) 法規及び書式に関する閲覧
 - (8) 視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項 の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る前条第12号から第15 号までに定める手数料
 - (9) その他町長が必要と認めたもの

標準処理期間	15日
備考	

				-		_
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年	月	日	